

新型コロナウイルス感染症に係る人材バンク

# IHEAT（アイヒート）の登録について

IHEAT : Infectious disease Health Emergency Assistance Team

## IHEAT の概要

新型コロナウイルス感染症の感染拡大とともに、保健所に大きな業務負荷が発生することが課題となっており、更なる保健所の体制整備が求められています。

厚生労働省では、都道府県単位で潜在保健師等を登録する人材バンク「IHEAT」を創設し、感染拡大時において保健所で保健師等の専門職が不足した場合に、都道府県・保健所設置市・特別区（以下「都道府県等」という。）が IHEAT に登録されている人材（以下「支援協力者」という。）の活用を可能とするものです。

IHEAT は令和 2 年度に支援協力者の募集や研修を行うなど体制を整備し、令和 3 年度から運用されます。

## 支援協力者の対応

### （1）平時

- ①感染拡大時に支援協力に当たる際には、都道府県等の非常勤職員として活動するため、非常勤職員への任命が必要です。感染拡大時に速やかに対応できるよう、都道府県等があらかじめ非常勤職員として任命します。
- ②支援協力者は、都道府県が実施する研修を受講します。令和 2 年度においては、国が e-ラーニングにより研修を実施（令和 3 年 2 月頃）することを予定しています。

### （2）感染拡大時

- ①感染症の流行が拡大している都道府県内においては、都道府県等は IHEAT に登録されている支援協力者に対して支援の期間、活動場所及び具体的な業務内容（濃厚接触者との接触の可能性など感染リスクの有無を含む。）等を提示し、当該都道府県等の保健所等への支援の協力を依頼します。
- ②支援協力者は都道府県等の依頼に対して、支援協力の可否を回答します。支援協力は強制ではありませんので、断ることも可能です。
- ③都道府県等からの依頼に基づき、支援を行います。
- ③支援協力に当たり、実際に支援活動がされた場合のみ支給されます。（金額等は都道府県等にご確認ください。）

## その他

IHEAT への登録継続の意思や登録内容（住所等）の変更については、定期的（年 1 回程度）に都道府県行政から更新の依頼があります。